

令和 7 年度 売木村簡易水道給水栓等水質検査計画

令和 7 年 4 月

長野県売木村

1 基本方針

令和7年度売木村簡易水道給水栓等水質検査計画（以下「本計画」という。）は、水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号）第15条第8項の規定に基づき、村民に供給する水道の水質検査を定期的を実施し、安全性を確保するために策定する計画です。

2 概要・状況

当村の簡易水道施設は、平成6年から供用を開始し、現在は2箇所の浄水場から水道を供給しています。1箇所は、軒川地区の上流にある「本洞水源」と「げんし水源」から表流水を取水し、第一浄水場で浄水した後、施設内の配水池から軒川地区の一部と南部第一地区、南部第二地区、中央地区、旭地区、長下地区の一部の給水区域内の各家庭等に給水しています。もう1箇所は、岩倉地区の上流にある「岩倉水源」から表流水を取水し、第二浄水場で浄水した後、施設内の配水池から岩倉地区の一部と軒川地区の一部の給水区域内の各家庭等に供給しています。

3 水質検査計画

（1）検査種類及び回数（別紙1参照）

悪天候等により水質が悪化したと思われる場合には、臨時検査を行います。残留塩素・濁度・味・臭いに関しては、売木村役場と消防小枝詰所の2箇所の地点で毎日検査を行っています。

（2）検査地点（別紙1参照）

浄水は各地点給水栓で採水し、原水は各地点取水口付近で採水します。

（3）検査委託機関

採水作業は水道職員が行い、水質検査から成績書発行までは水道法（昭和32年法律第177号）第20条で定められた登録機関に委託します。委託先は、水質基準全51項目を自社分析できる検査機関であり、検査結果等も早急に確認できる検査機関を原則としました。以上の点を満たす検査機関から見積を取り、財団法人中部公衆医学研究所に委託します。

（4）検査方法

検査方法等は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働省が定める方法」）によって行います。

（5）水質検査の公表

本計画に基づき水質検査を行い、その結果は当村のホームページにより公表します。

4 浄水施設の概要

	第一浄水場	第二浄水場
給水区域	軒川地区の一部、南部第一地区、南部第二地区、中央地区、旭地区、長下地区の一部	岩倉地区の一部、軒川地区の一部
浄水場所在地	売木村 2655-1	売木村 45-518
原水の種類	表流水	表流水
浄水処理方法	急速ろ過・塩素滅菌	給水ろ過・塩素滅菌
取水量	222.9 m ³ /日	86.2 m ³ /日
浄水能力	215.0 m ³ /日	83.0 m ³ /日
給水人口	328 人	82 人

(令和7年4月1日現在)

別紙 検査計画

水道コード	採水場所	検査項目	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0101	軒川役場	定期（病原微生物）	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		定期（その他）	12	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
		消毒副生成物	4		◎			◎			◎			◎	
		臭気	2				臭	臭							
		アルミニウム	2		Al			Al							
0102	岩倉福祉センター	定期（病原微生物）	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		定期（その他）	12	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦	㊦
		消毒副生成物	4		◎			◎			◎			◎	
		臭気	2				臭	臭							
		アルミニウム	2		Al			Al							
0103	軒川水源	原水全項目	1			原									
		クリプトスピリウム及びジギナルジ7	1			クリジ									
		クリプト指標菌	4		指		指	指	指						
0104	岩倉水源	原水全項目	1			原									
		クリプトスピリウム及びジギナルジ7	1			クリジ									
		クリプト指標菌	4		指		指	指	指						